

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正について

1 経緯

災害弔慰金の支給等に関する法律により3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けを可能とすることで、返済負担の軽減等、被災者支援の充実強化を図るため、法改正が行われた（第8次地方分権一括法）。

併せて、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年1月25日閣議決定）により、災害援護資金に係る所要の見直しが行われた。

2 主な改正内容

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

① 災害援護資金の貸付利率

年3% ⇒ 年3%以内とし、条例で定める率

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正

① 償還方法

年賦償還、半年賦償還 ⇒ 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

② 保証人の要件緩和

連帯保証人の必置義務を撤廃

③ 延滞利率

延滞元利金額につき年10.75% ⇒ 年5%

(3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

災害援護資金の貸付けに係る特例措置の適用期間の延長

平成31年3月31日 ⇒ 令和2年3月31日（1年間延長）

(4) 施行時期 平成31年4月1日

3 本区における対応

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に基づき、目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例、目黒区水害援護資金貸付条例及び目黒区応急福祉資金貸付条例について、第2回区議会定例会に改正議案を提出する予定である。

以 上

(参考)

災害援護資金の概要（現行）

- (1) 内容等 災害救助法による救助の行われる災害、その他の政令で定める災害により被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う
- (2) 根拠法令 「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)
- (3) 実施主体 市区町村
- (4) 対象災害 当該市区町村を含む都道府県の区域内において生じた災害で、災害救助法による救助が行われた災害
- (5) 受給者 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (6) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円(350)	} 350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円(250)			
④住居の全壊	250万円(350)			
⑤住居全体が滅失若しくは流失	350万円			

※ 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は（ ）内の額

- (7) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

- (8) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (9) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (10) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (11) 償還方法 年賦償還
- (12) 保証人 要
- (13) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

以 上